

## 第二次山陽小野田市総合計画の改訂方針について

### 1 改訂の趣旨

本市では、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間とする第二次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向けて、計画的に市政運営に取り組んでいます。

第二次山陽小野田市総合計画は、社会情勢の変化に対応するため4年に一度見直すこととしており、前回は、令和2年度から令和3年度にかけて見直しを行っています。主な見直しの内容としましては、基本構想に「協創によるまちづくり」を加えるとともに、前期基本計画の期間満了に伴い中期基本計画を策定したほか、第2期を迎えた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画に包含した形としています。本来、基本構想はまちづくりの基本的な方向性を示し基本計画等の基礎となるものであるため、市政運営の継続性・一貫性の観点から、総合計画の期間内にその方向性を大きく変更するものではありません。しかしながら、前回の改訂時はコロナ禍の真っ只中にあり、社会活動や日常生活における生活様式についても大きく様変わりしていく時期を迎えていたことなどから、本市のまちづくりの根幹を為す考え方である「協創によるまちづくり」を計画内に反映する必要性を強く感じ、計画内に位置付けたところです。

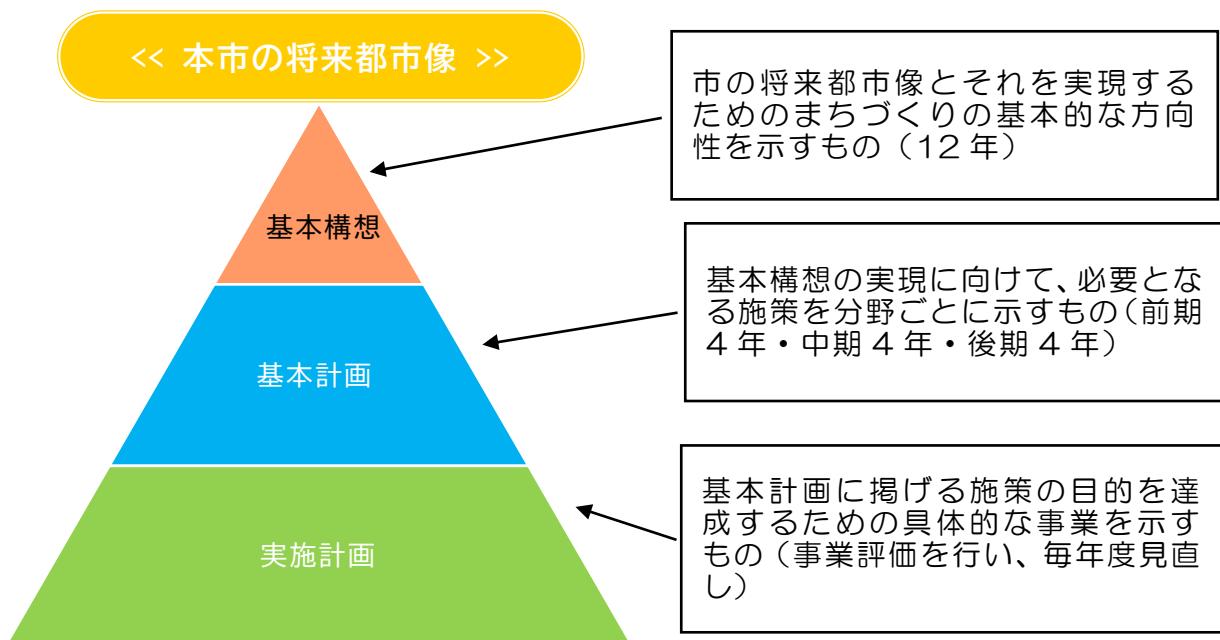
こうした前回の改訂経緯を踏まえ、また、後期基本計画の4年間は第二次総合計画の集大成となる点に鑑み、このたびの改訂においては現行の継続路線を主と考え、基本構想の改訂はなく、中期基本計画から後期基本計画への更新を行うこととします。

## 2 計画の概要

### ① 計画の位置付け

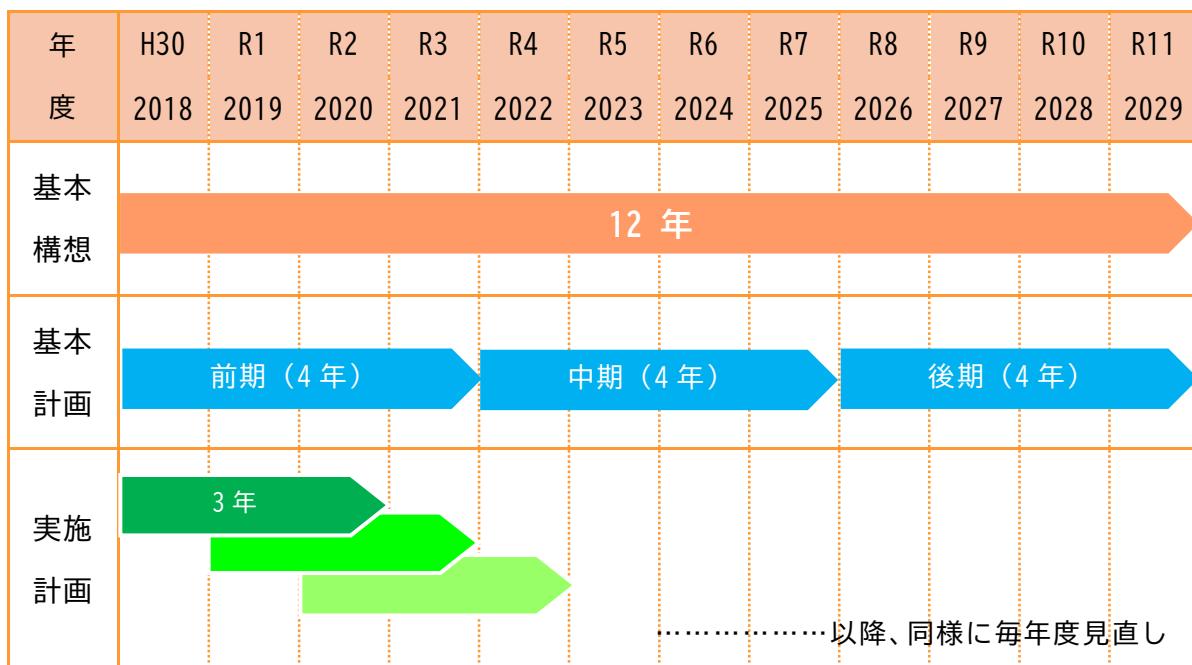
総合計画は、地方自治法（第2条第4項※現在は条項廃止）にて策定が義務付けられていましたが、平成23年（2011年）4月の法改正により、自治法上の策定義務は廃止されています。しかし、本市では、自治基本条例において「市は、まちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。（第15条第1項）」と定めています。

### ② 計画の構成



### ③ 計画の期間

第二次山陽小野田市総合計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和11年度（2029年度）までの12年間となっています。長期的見通しに立った計画とするため、基本構想を12年とし、その下の基本計画については、一定の期間で検証し、見直すことができるよう、前期、中期、後期の3期に分けて策定し、それぞれ4年間としています。



### 3 後期基本計画策定の考え方

令和8年度からの後期基本計画の策定に当たっては、次の点に留意し取り組むこととします。

- ・中期基本計画からの継続路線とし、計画の構成についても施策ごとに基本方針、目標指標、現状と課題等について明示します。
- ・各指標については、計画の進捗を的確に把握できるよう、できる限り具体性・関連性のある項目を設定します。
- ・デジタル化やカーボンニュートラルなど、社会全体の流れに対応した計画とします。
- ・子どもから高齢者まで、市民に分かりやすい内容を心がけます。

### 4 策定に向けた取組

#### ① 中期基本計画における取組の検証

中期基本計画に基づき実施した取組の検証のため、基本施策単位での評価を行い、設定している目標指標の達成状況や、基本施策を構成する基本事業の実施状況（毎年度の施策評価で把握）について検証します。

#### ② 市民参画

##### （ア）市民アンケートの実施

## (イ) パブリックコメントの実施

### 5 策定体制

#### ① 庁内体制

##### (ア) 総合計画策定本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長級職員で構成する総合計画策定本部を設置し、全庁体制で後期基本計画素案の作成に当たります。

##### (イ) 総合計画策定幹事会

課長級職員で構成する幹事会を設置し、部局内及び部局間の総合調整を図りながら後期基本計画の素案を作成します。

#### ② 市民意見等の反映

##### (ア) 山陽小野田市後期基本計画協議会

本市のまちづくりに関する識見を有する各種団体や理科大生、公募市民で構成する山陽小野田市後期基本計画協議会を設置し、後期基本計画の策定に当たって意見を聴取します。

|      |   |
|------|---|
| 委員構成 | 公共的民間団体、社会福祉関係団体、商工業関係団体、農林水産業関係団体、教育機関、金融機関、労働者関係団体、報道機関、理科大生、公募市民 |
|------|---|

